

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第五項」を「第二条第八項」に改める。

第二条中第五項を第八項とし、第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 所属長は、前項の規定の適用を受ける職員の一週間ごとの期間における勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について、次の各号のいずれにも該当する場合には、条例第三条第三項の規定の例により、職員の申告を経て、第三号の週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 勤務時間について、一日につき七時間四十五分であること。

二 勤務時間の割振りについて、第一条第一項に規定する勤務時間であること。

三 週休日について、日曜日及び土曜日であること。

四 休憩時間について、第一条第一項に規定する休憩時間であること。

3 所属長は、前項に規定する場合において、第一条第三項又は第一条の二第四項の規定の例により、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

4 所属長は、第二項に規定する場合において、第一条第五項又は第一条の二第五項の規定の例により、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。附則第四項及び第五項中「第一条」の下に「及び別表」を加える。

附則第七項及び第八項中「（休憩時間に係る部分に限る。）」を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和七年十二月一日から施行する。